

清掃活動における注意点

日頃より清掃活動をご計画いただき、誠にありがとうございます。

清掃活動によって生じるごみについて、いくつかご注意いただきたい点がありますので、下記の事項を十分ご確認くださいませようお願いします。

- ◆この制度によって収集できるごみは、原則として沼津市の家庭ごみとして収集できるものに限りませ。詳しくは、下の表をご覧ください。
- ◆ごみの収集まで、数日お時間をいただく場合があります。
- ◆この制度で収集できないタイヤ、漁具などの不法投棄物や流木は、その場から動かさずに、投棄されている土地、施設等の管理者に連絡し、対応を依頼してください。

	収集できるごみ	収集できないごみ
家庭ごみとして 収集できるごみ	<ul style="list-style-type: none">・ 一辺が概ね 1 m 以内のもの・ 指定袋に入れて排出ください。 (袋に入らないものはそのまま)・ ごみは計画書の区分に従って、 分別してください	
選定枝等	<ul style="list-style-type: none">・ 直径 5 c m、長さ 5 0 c m 程度 までの少量のもの・ 片手で持てる程度の量ごと、ひ もで束ねるか、指定袋に入れる	<ul style="list-style-type: none">・ 左記を超える大きさのもの・ 大量のもの
家電製品	<ul style="list-style-type: none">・ 右記以外の家庭のもの・ 一辺が概ね 1 m 以内で、1 人で 持ち運ぶことができるもの	<ul style="list-style-type: none">・ テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、エ アコン、洗濯機、乾燥機・ パソコン、ディスプレイ・ 業務用の電気製品
危険物・処理困難物	<ul style="list-style-type: none">・ この制度では収集できません	<ul style="list-style-type: none">・ 薬品等、処理が困難なもの・ ガスボンベ等、爆発の恐れが あるもの
産業廃棄物	<ul style="list-style-type: none">・ この制度では収集できません	<ul style="list-style-type: none">・ 漁具用浮き、農業資材・ ブロック、レンガ、コンクリ ート片・ タイヤ、建築資材